

春日井市ごみステーションに関する協議書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

事業者 住 所
社 名
代表者
電 話

ごみステーションについて、次のとおり協議します。

協議事項	新 設 ・ 変 更 ・ 廃 止	
入居予定日	年 月 日	
所在地	春日井市	
住宅の名称		
世帯区分	一般世帯 ・ ワンルーム ・ 寮 ・ その他()	
利用世帯数	世帯	
管 理 会 社	住 所	
	社 名	
	電 話	

※ ごみステーションの設置場所付近見取図を、別途添付してください。

注1) ごみステーション設置工事施工前に、協議書を提出してください。

注2) 協議内容に変更があった場合は、必ず清掃事業所までご連絡ください。

注3) 現地確認を行うため、ごみステーションが完成次第、清掃事業所までご連絡ください。

注4) 現地確認後、協議内容と相違がなければ、収集開始となります。収集開始日については、後日連絡します。収集開始までに1～2週間の期間が必要です。

注5) 引越し時のごみについては、ごみステーションに出さないでください。

調査員氏名

調 査 日 年 月 日

調 査 状 況

① 指摘事項 [無 ・ 有()]

② 経過

.....

.....

.....

.....

.....

③ 調査の結果 許可 ・ 不許可

④ 収集開始日 燃やせるごみ 年 月 日()から

燃やせないごみ 年 月 日()から

資源 (プ ラ) 年 月 日()から

(古 紙) 年 月 日()から

(缶 類) 年 月 日()から

(金 属) 年 月 日()から